



サラリーマンの「マル秘」節税術

教育費贈与信託「非課税」のからくりとは

岩佐孝彦 / 税理士

2015年6月22日

総務省の家計調査（2014年）によれば、2人以上の世帯の年間消費支出は349万4000円です。そのうち子供にかかる支出（教育、衣類、レジャー、こづかい）は37.3%を占めます。年間消費支出は、00年の380万8000円と比べると31万4000円減っていますが、子供にかかる支出は0.2ポイントの減少で、ほぼ現状維持です。また、妻の支出（衣類、化粧品、美容院代）は22.5%で、00年比3.5ポイントのアップ。一方、夫の支出は36.5%を占めますが、同5.2ポイントのダウンでした。

[この連載の記事一覧](#)

関連記事

山手線内側ブランドマンション
生前対策なしで骨肉の争いに
赤字マック「火の車」回避へ
誰もがハッピーハイボール！
【経済プレミア・トップページ】

 サラリーマンの1ヶ月の平均こづかい額（新生銀行の調査）を見ても、00年の5万9726円に対し、14年には3万9572円と大きく減りました。21世紀に入ってから、サラリーマンのお父さんの支出だけが大きく「シェア」を減らしています。今、家庭での父親の地位低下が家計に表れているのです。

子供の教育費はサラリーマンの人生3大資金の一つ

サラリーマンにはとてもつらい状況ですが、大きな支出である子供の教育費は総額でどのくらいかかるのでしょうか。教育費は、サラリーマンの人生3大資金の一つ。文部科学省の「子供の学習費調査」と日本政策金融公庫の「教育費負担の実態調査結果（平成25年度）」の大学の入学費用と在学期用によれば、子供の進路別に以下の通りです（私立大学は、私立大学文系の費用で計算）。


[キーワードで探す](#)


イチ押しコラム

マンション・住宅最前線

「山手線内側ブランド」で
マンションが値上がりする
ワケ

櫻井幸雄 / 住宅ジャーナリスト

全国の住宅事情に精通する住宅評論の第一人者・櫻井幸雄さんが、首都圏や全国の最新マンション、住宅事情を解説します。現場取材に裏打ちされた正確な...

ネット地雷を踏まない技術

「炎上」につながるNG投稿はコレだ！

中島茂 / 弁護士、中島経営法律事務所代表

ネットや携帯はビジネスには欠かせません。でも、メール誤送信や掲示版トラブルなど落とし穴はたくさんあります。危機管理や企業法務の専門家・中島茂...

戦国武将の危機管理

伊達政宗 命をかけたバフォーマンス

小和田哲男 / 朝岡大学名誉教授

戦国武将の危機管理は命がけです。乱世の生き残り術は、現代社会にも大いに参考になります。歴史学者の小和田哲男さんが、戦国武将が直面した危機と...

街の文化漂う 秘蔵の宿

3年連続「朝食」日本一
ホテルビエナ神戸

稲葉なおと / 紀行作家、一级建築士

紀行作家で一级建築士の稻葉なおとさんが、各地の旅館、ホテルを文と写真で紹介します。出張で会社に気兼ねなく請求できる1万円程度の宿を探しました...

ビジネスマンの投資術

ガソリンスタンド店員が資産10億円を稼いだ方法

広木隆 / マネックス証券グループ・ストラテジスト

- 1) 幼稚園から大学まですべて国公立 = 約 1 0 1 8 万円
- 2) 幼稚園から高校まで公立、大学は私立 = 約 1 1 9 0 万円
- 3) 幼稚園から中学まで公立、高校は私立、大学は国公立 = 1 1 9 1 万円
- 4) 幼稚園から中学まで公立、高校・大学は私立 = 約 1 3 6 3 万円
- 5) 幼稚園・小学校は公立、中学・高校は私立、大学は国公立 = 約 1 4 4 4 万円
- 6) 幼稚園・小学校は公立、中学・高校・大学は私立 = 約 1 6 1 6 万円

株式投資や資産運用に関心はあるものの、実際に投資をしたことはない。そんなあなたに、広木隆・マネックス証券チーフ・ストラテジストがズバリ、「ど...

多くの場合、最も教育費がかかるのが大学入学時です。幼稚園から高校までの 15 年間と大学の 4 年間ではほぼ同額、もしくは大学の方が高額です。サラリーマンが自分の親（子供にとって祖父母）から教育費の援助を受けることもあるでしょう。

教育費の贈与はもともと非課税なのに

15 年 1 月に改正相続税法が施行されたことで、生前贈与マナーに関するビジネスが過熱しています。特に人気が高いのが、信託銀行による 1500 万円まで無税の「教育資金贈与信託」の商品です。13 年の発売から 15 年 3 月末までに契約数は 12 万件に迫り、信託財産設定額（累計）は 8000 億円を超えました。

この商品は、祖父母から孫への教育資金を目的とした一括贈与なら、1 人当たり学校関係 1500 万円、塾・予備校関係 500 万円まで贈与税がかからない制度を活用したものです。30 歳未満の孫の教育資金として、金融機関に孫の金銭信託口座を設け、そこに一括で 1500 万円を預けます。その後、孫が小学校や大学などへ進学する際、その口座から教育資金として引き出すのです。



お得な良い商品のように見えますが、問題点もあります。一つは、ある富裕層の私のクライアントが、この制度が発表になった時に言った言葉に表れています。

「孫の口座に資金を振り込むということは、自分のお金の動きを税務署に教えているのと同じ行為ですね」

30 歳時点の残金は贈与とみなされ、課税される

もう一つは、この商品は教育資金として使い切らなかった残金があると、孫が 30 歳に達した日に贈与があったものとされ、贈与税が課税されることです。つまり、信託銀行に預けたお金は半永久的に無条件で無税ではないのです。

誤解してほしくないのは、父母や祖父母が子や孫に教育費を援助する場合、信託銀行の商品を活用しようとしないと、原則非課税だということです。父母と祖父母には子や孫を扶養する義務があります。扶養義務を果たすための資金への課税は、社会政策上なじみません。信託銀行に口座を開設す

るメリットは、一度にまとまった金額を前倒しで贈与する場合だけなのです。

例えば、子供の大学入学時に、自分の親（子供にとって祖父母）の口座から学校の指定口座に入学金と授業料を直接振り込めば、贈与税はかかりません。そうした場合、振込票を手元に保管しておきましょう。



この根拠は、国税庁が13年12月に同庁のホームページ上に掲載した「扶養義務者から『生活費』又は『教育費』の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A」です。

相続ビジネスのセールストークに要注意

15年4月から、結婚・子育て資金として、1人当たり1000万円までの一括贈与を非課税とする制度もスタートし、信託銀行の新商品として登場しています。ただ、基本的な考え方は教育費と同じです。子供が結婚や子育ての資金を必要とする時に父母や祖父母から贈与するのであれば、もともと非課税なのです。信託銀行の商品自体が「まやかし」のようにも映りかねません。

16年1月からマイナンバー制度が始まり、国民に12ケタの番号が付され、徴税強化の流れは加速します。信託銀行の商品を利用するには、マイナンバー制度に先んじて、預貯金情報を国に自ら提供しているということです。

サラリーマンは、日本特有の源泉徴収制度で以前から個人資産の状況は丸裸にされていますが、自分の親までそうされないように、資産保全をすべきです。相続ビジネスのセールストークに惑わされることなく、自分の頭で精査して判断する力を養いましょう。

＜次回は6月29日掲載です＞

[【経済プレミア・トップページ】](#)



岩佐孝彦

税理士

1969年、兵庫県生まれ。金融資産1億円以上・年収2000万円以上の経営者をはじめ、百年企業の3代目社長、創建600年以上の寺院住職など富裕層がクライアントの8割以上を占める。サラリーマン大家さんのキャッシュフロー改善のコンサルティングも手掛ける。最新刊は、「ずっとお金持ちの人 成金で終わる人」(日本実業出版社)。

[あなたにオススメ \(レコメンドシステムによる記事選択\)](#)